



希望者が利用できるまでの手順は？



A. すぐには利用できなくて、
いろいろな手続きがあるよ。

見学や体験に行って、気に入ったら利用してみたいよね。

でも、すぐに利用、ってわけにはいかないんだ。

[利用希望者](#)や保護者がしなければいけないこともあるんだよ。

まず、[受給者証](#)、が必要になるよ。

持っていないければ、原則として利用者が住んでいる市区町村で受給者証を取得しなければいけないんだ。

[療育手帳](#)などを持っていたとしても、受給者証は発行してもらう必要があるよ。

事業者は、利用者の受給者証を確認して、事業所のサービスに該当するかどうかの確認を行うんだ。

この受給者証は、コピーを取って事業所で保管するんだよ。

[利用可能](#)だったら、その旨を伝えて、ここから[「契約」](#)がはじまるよ。

[「重要事項説明書」](#)を、利用者およびその家族に説明しなければいけないんだ。

この時に質問が出たら、きちんと答えるのはもちろんなんだよ。

同意をもらえたら、署名・押印してもらって交付するんだ。

次に[「利用契約書」](#)についての説明をするよ。

こちらと同じで、同意をもらったら署名・押印してもらって契約締結後に交付。

重要事項説明書も利用契約書も2通作って、ひとつは利用者、もう一つは事業所が、それぞれで保管するんだよ。

その他の関係書類も説明をして、同意や署名をもらうんだ。

その後、受給者証に法人名・事業所名と契約日・契約日数を書き込むんだよ。

これで利用者やその家族とのやり取りは終了。

そのあと、事業者は[「契約内容報告書」](#)を作成して、市役所や区役所へ郵送。

これで利用のための手続きは完了、ということになるんだよ。

[《MENU》](#)

[《マニュアルってなんであるの？](#)

[受給者証ってどういうもの？》](#)